

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

組合独自のネットワークと、外部の専門機関・専門家との連携を活かし、お客様の事業活動における様々な課題解決を力強くサポートします。

b. 専門人材マッチング

外部の専門機関と連携し、経営課題の解決に必要な専門人材の紹介や派遣を通じて、お客様の事業成長をサポートします。

c. 健康経営に関する取組

自らの健康経営を確立するとともに、地域全体の活性化につながるよう、その普及・啓発に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当組合は、顔が見える営業推進のスローガンに「FACE-TO-FACE」を掲げ、「地域の皆様の金融機関として公共的使命と社会的責任を念頭に法令等遵守体制の徹底と高い企業倫理を確立する」経営方針のもとお客様との信頼関係を大切にしております。これからも、この基本姿勢に基づき、金融サービスの提供にとどまらず、更なる取り組みを強化し、地域社会の課題解決と成長を通じて、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

2025年8月25日

横浜幸銀信用組合

理事長 呉 龍夫
